NEWS RELEASE
Chugoku Transport & Tourism Bureau

人と物の移動を見つめ支えます
国土交通省 中国運輸局

令和５年４月１９日

トラック事業者に対して行政処分を行いました

～ 過労運転を防止するための措置が適切に行われていなかった事業者へ 事業停止30日間を命令 ～

岡山運輸支局は、岡山県のトラック事業者である共進運輸倉庫株式会社の本社営業所に対し、関係機関から法令違反の疑いに関する情報を入手したことを端緒として、令和3年11月10日、同年11月26日、同年12月27日及び令和4年2月21日に一般監査を実施しました。

監査の結果、過労運転を防止するための措置が適切に行われていなかったことなど、貨物自動車運送事業法の違反が認められたことから、同法第33条の規定に基づき、下記のとおり、厳正な処分を行いました。

なお、自動車運転者については、令和6年度から労働時間に関する規制が強化されることから、運転者に対する労働時間の管理が適切に行われるよう、引き続き運送事業者への指導監督に努めて参ります。

記

1 行政処分年月日： 令和5年3月30日（処分権者:中国運輸局長　益田（ますだ） 浩（ひろし））

2 事　業　者　名 :共進運輸倉庫株式会社（代表取締役　田原（たはら） 大輔（だいすけ））
（法人番号:3260001015753）

住　　所 :岡山県倉敷市連島町鶴新田1722－4

処分対象営業所 :本社営業所（岡山県倉敷市連島町鶴新田1722－4）

3 行政処分等の内容

(1)本社営業所に係る事業停止　30日間（注1）（令和5年4月19日から同年5月18日）

(2)事業用自動車の使用停止　190日車（19両×10日）
（令和5年5月19日から同年5月28日）

(3)輸送の安全確保命令(注2)

4 違 反 の 内 容 :別紙のとおり

5 違反点数付与状況 :49点(累積点数49点)

【問い合わせ先】

中国運輸局　自動車運送事業安全監理室
担当者:　児島（こじま）・山根（やまね）
TEL:082－228－3460

岡山運輸支局　自動車運送事業監査室
担当者:　宮地（みやぢ）・岡本（おかもと）
TEL:086－286－8122

【資料配付先】
〔広島地区〕:合同庁舎記者クラブ、広島経済記者クラブ、県政記者クラブ
〔岡山地区〕:JR 記者クラブ

別 紙

【違反の内容】

1. 運転者に対して過労運転を防止するための措置が適切に行われていなかった。
（貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号）
（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項）

2. 運転者の乗務時間等告示なお書き（一運行の勤務時間）を遵守していなかった。
（貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号）
（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項）

3. 疾病のおそれのある乗務員を乗務させていた。
（貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号）
（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項）

4. 社会保険等の加入義務者が社会保険等に適正に加入していなかった。
（貨物自動車運送事業法第24条の4第1項）
（貨物自動車運送事業法施行規則第14条第2項）

5. 運行指示書を確実に作成していなかった。
（貨物自動車運送事業法第17条第4項）
（貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3第1項）

6. 認可を受けないで自動車車庫を設置していた。
（貨物自動車運送事業法第9条第1項）
（貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号）

7. 整備管理者に研修を受講させていなかった。
（貨物自動車運送事業法第17条第1項第2号）
（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の4）

8. 運転者台帳を確実に作成していなかった。
（貨物自動車運送事業法第17条第4項）
（貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項）

9. 運転者に対する適切な指導及び監督が行われていなかった。
（貨物自動車運送事業法第17条第4項）
（貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項）

10. 特定の運転者に対する特別な指導が行われていなかった。
（貨物自動車運送事業法第17条第4項）
（貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項）

11. 特定の運転者に対し適性診断を受診させていなかった。
（貨物自動車運送事業法第17条第4項）
（貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項）

12. 運行管理者に講習を受講させていなかった。
（貨物自動車運送事業法第17条第4項）
（貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項）

13. 点呼を確実に実施していなかった。
（貨物自動車運送事業法第17条第4項）
（貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項、第2項及び第3項）

14. 点呼の記録の記載事項等に不備があった。
（貨物自動車運送事業法第17条第4項）
（貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項）

15. 乗務等の記録の記載事項等に不備があった。
（貨物自動車運送事業法第17条第4項）
（貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条第1項）

16. 運転者台帳の記載事項等に不備があった。
（貨物自動車運送事業法第17条第4項）
（貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項）

17. 運転者に対する指導及び監督を行った旨の記録の記載事項等に不備があった。
（貨物自動車運送事業法第17条第4項）
（貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項）

18. 事業報告書・事業実績報告書を提出していなかった。
（貨物自動車運送事業法第60条第1項）
（貨物自動車運送事業報告規則第2条）

【参考】最近の事業停止処分状況
（中国運輸局管内の**トラック**関係）　　令和５年4月19日現在

	事業停止 ３日間	事業停止 ７日間	事業停止 10日間	事業停止 14日間	事業停止 30日間	年度計
令和２年度					１件	１件
令和３年度					４件	４件
令和４年度					3件（注3）	3件（注3）

注1：運転者の勤務時間及び乗務時間について乗務時間等告示で定める基準を著しく遵守していなかったため、行政処分等の基準に基づき30日間の事業停止とするもの。

注2：貨物自動車運送事業法第23条に規定される「貨物自動車運送事業者に対する輸送の安全を確保するために必要な措置を講ずるべきことの命令」で、必要な措置を講じなかった場合は、事業の許可が取り消しとなる。

注3：内1件は、本件（行政処分年月日：令和5年3月30日）。

自動車運送事業における時間外労働規制の見直し

参考

平成30年６月改正の「働き方改革関連法」に基づき、自動車の運転業務の時間外労働についても、法施行（平成31年４月）の５年後（令和６年４月）より、**年960時間（休日労働含まず）**の上限規制が適用される。併せて、厚生労働省がトラックドライバーの拘束時間を定めた**「改善基準告示」（貨物自動車運送事業法に基づく行政処分の対象）**により、拘束時間等が強化される。

〇主な改正内容

	現　行	令和６年４月～
時間外労働の上限 （労働基準法）	**なし**	**年960時間**
拘束時間 （労働時間＋休憩時間） （改善基準告示）	【１日あたり】 原則**13時間**以内、最大**16時間**以内 ※15時間超は１週間２回以内 【１ヶ月あたり】 原則、**293時間**以内。ただし、労使協定により、**年3,516時間**を超えない範囲内で、**320時間**まで延長可。	【１日あたり】 ・ 原則**13時間**以内、最大**15時間**以内。 ・ 宿泊を伴う長距離運行は週２回まで16時間 ※14時間超は１週間２回以内 【１ヶ月あたり】 原則、**年3,300時間**、**284時間**以内。ただし、労使協定により、**年3,400時間**を超えない範囲内で、**310時間**まで延長可。

※「我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議（第１回）」 会議資料から抜粋